

事務所便り

2021年12月号
2021年12月20日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

数か月前の緊急事態宣言や、移動制約を忘れてしまいそうな日常になりつつあります。
しかし、感染者数に反比例して街中の人出が回復するというわけでもなく、それぞれに大変だった一年の年の瀬を迎えようとしています。
来年は、より良い一年になりますようにと願っています。
皆様、よいお年をお迎えくださいますように。

令和4年度税制改正（見込）について

税理士 鎌田 ふくみ

令和4年度税制改正大綱が12月10日に与党より公表されました。
例年のように、大綱に従って来年度の税制改正が行われるものと見込まれます。
何点か留意点をお知らせし、ご参考に供します。

- **インボイス制度の見直し**
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合
(令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中)
前課税期間中に届出：適用→当課税期間中に登録：登録日から適用
- **法人版事業承継税制の見直し**
特例承継計画の提出期限の延長
令和5年3月31日まで→令和6年3月31日(1年延長)
※特例制度の適用期限の延長はないことに留意(令和9年3月31日まで)
- **財産債務調書の提出義務者の見直し**
令和5年以後適用
所得2000万円超&財産2億円以上(現行)に加えて、財産10億円超(所得制約なし)
- **電子取引で有恕措置**
電子データによる取引につき、2年間の経過措置。事前届出不要。
電子データで保存要件に従い保存→出力画面での保存可(令和4.1.1~令和5.12.31)
※出力画面を税務調査時には提示できることが前提。電子データも保存すること。
- **検討事項(改正延期)**
週刊誌等をにぎわしていた暦年課税制度・相続時精算課税制度等の見直しは、検討事項として明記されましたが、具体的な改正はありません。
週刊誌購入層として団塊の世代前後を想定するらしく、「暦年課税は制約される」など、あおり気味な記事を時々目にします。
ご不安な点等がありましたら、お声がけください。

ふるさと納税は、任意の自治体に寄附を行った際、そのお礼として地域の返礼品を受け取る事ができる制度、として認知されてきました。ふるさと納税寄付を行った場合は、確定申告等を行う事で所得税・住民税から一定の控除を受けることができます。

控除限度額以内であれば、ふるさと納税額のうち、2,000円は自己負担となりますが、それを超える分は、全額、所得税・住民税から控除されます。

なお、控除される時期は、所得税はふるさと納税を行った年、住民税はその翌年度に分かれます。合算で100%控除されます。(下記算式をご参照下さい)

令和3年のふるさと納税の控除額の上限を予測する場合は、「令和2年分の給与所得の源泉徴収票」や「令和2年分の所得税確定申告書の控え」をもとに計算しますが、実際の税額控除額は、令和3年分の収入に基づいて計算されるため、あくまで概算です。

特に、個人事業者については、各年度の所得が変動しますので、注意が必要です。前年度と同程度の所得として考える場合、控除上限額は、直近の住民税の決定通知書に記載されている「住民税所得割額」の2割程度が目安となります。

なお、ふるさと納税が多額になる場合には、返礼品(3割目安)の額も比例して大きくなります。返礼品は一時所得となります。他の一時所得と合算して、50万円を超える場合には申告が必要です。

➤ 所得税・住民税の控除に関する概要は以下の通りです。

- (1) 所得税からの控除額A = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 【所得税の税率】
- (2) 住民税からの控除額B = (基本分) + (特例分)
- ① 基本分 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%
- ② 特例分 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 90% - 所得税からの控除額A
- (3) 控除額合計 = (1) + (2) = A + B = ふるさと納税額 - 2,000円

➤ 控除額合計は、「ふるさと納税額 - 2,000円」となりますので、実質2,000円でふるさと納税の返礼品がもらえると説明されるゆえんです。

※ 所得税の控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

※ 令和19年の寄附までは、所得税の税率は復興特別所得税の税率を加えた率です。

※ 所得税の税率については、累進課税です。詳細は以下をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm> (国税HP)

※ 地方税の控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

営業時間等のお知らせ

12月29日(水)～1月4日(火)は、年末年始休暇をいただきます。

また、1月8日(土)～10日(月)：成人の日は、連休です。

また、職員の通常執務時間は12月から9時～18時です。よろしくお願ひ致します。

バックナンバーは、<https://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。